

○文部科学省告示第百五号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年七月二十九日

文部科学大臣 馳 浩

<p>指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称</p>	<p>指定をした日</p>	<p>指定の有効期間</p>	<p>指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名</p>	<p>指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間</p>
<p>ペンケースとインク壺</p>	<p>平成二十八年七月 二十九日</p>	<p>平成二十八年八月 五日から同年十二 月二十日まで</p>	<p>MIHO MUSEUM 館長 熊倉 功夫 滋賀県甲賀市信楽町田代桃谷三百 株式会社京都新聞社 代表取締役社長 永島 宣彦 京都市京都市中京区烏丸通夷川上ル 少将井町二百三十九</p>	<p>MIHO MUSEUM 滋賀県甲賀市信楽町田代桃谷三百 平成二十八年十月一日から同年十二月十一 日まで</p>
<p>小箱 (a)</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>ロケットペンダント</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>ムガール皇帝シャー・ジャハ ーンの短剣</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>小瓶 (a)</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>小箱 (b)</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>ムガール皇帝シャー・ジャハ ーンのエメラルド</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>



























銘文入り翡翠盃	指輪 (h)	蠅払い (e)	水煙草の吸口 (b)	ペアイヤリング (i)	コーラン書見台	タージ・マハルブローチ	クリップブローチ・ブレスレット
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右